

[参考] 名勝宮川堤保存管理指針について**●保存管理指針とは**

史跡・名勝・天然記念物を適切に保存し次世代へと確実に伝達していくため、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を定めたもの。

三重県名勝宮川堤は昭和12(1937)年6月30日に指定されたが、これまで保存管理指針を策定していない。この度、名勝指定地内の大半に及ぶ大規模な堤防改修が計画されたため、三重県教育委員会の指導により、名勝宮川堤の管理者である伊勢市が保存管理指針を策定することとなった。

宮川堤の改修計画は防災面から早急の整備が求められており、平成25年度に一部工事着手することが見込まれている。その際、三重県教育委員会が行う現状変更の許可判断に必要な基本方針を定めることを取扱範囲とする。

今後の具体的な更新・復元の計画(植樹の場所、本数、樹種等)については、事業の進捗に伴い、事業主体から地元等必要な調整先に提案が行われる時点で、名勝としての計画内容の判断を行う。

保存管理指針は、宮川堤改修計画に係る第一段階の対応として策定しており、今後も管理の面を含め、継続した取り組みを行う必要があることから、段階に応じて名勝の保存管理に必要な措置を講じていくこととする。

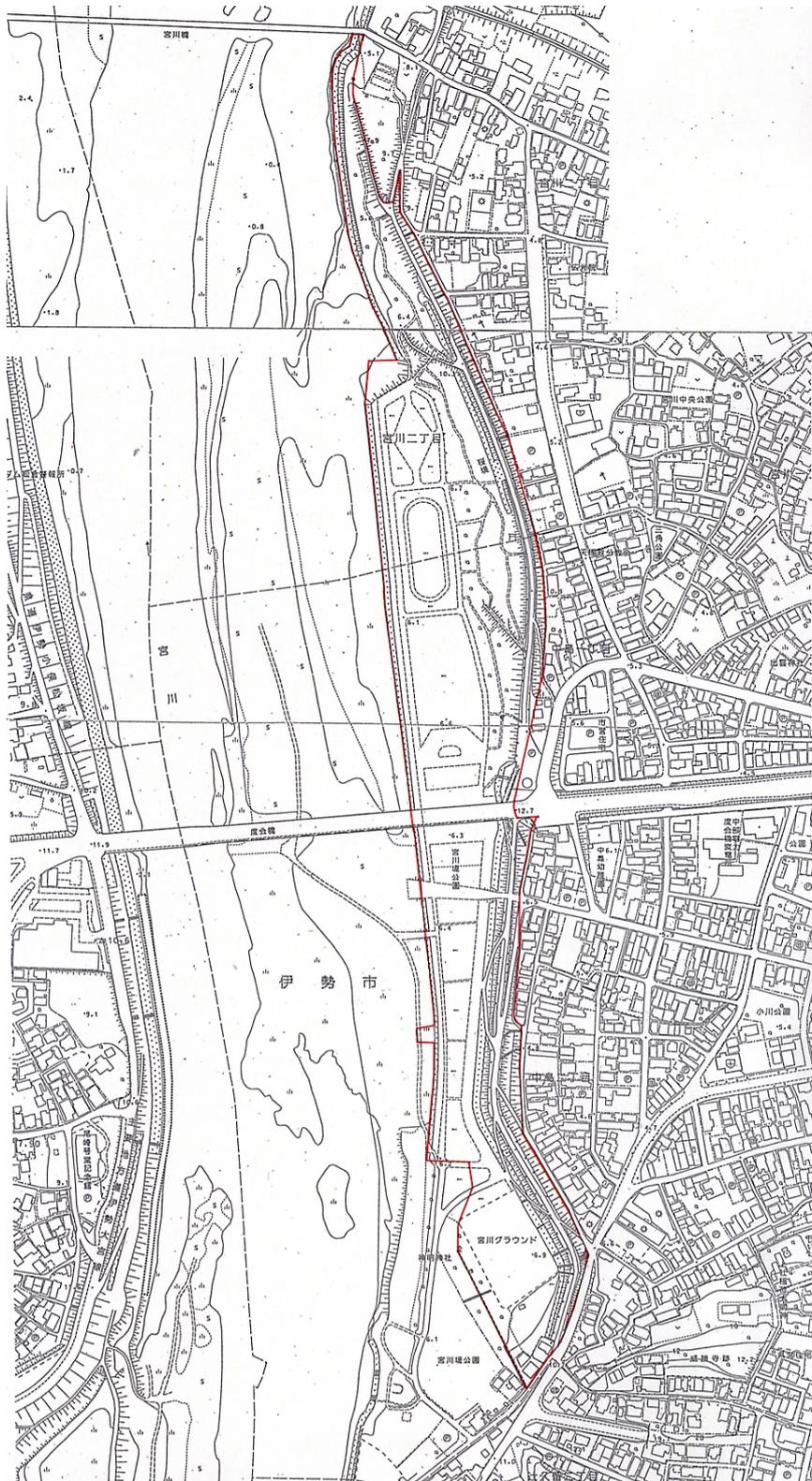
●策定委員会の役割

当委員会の目的の一つは、名勝宮川堤保存管理指針の原案の作成。
事務局(伊勢市教育委員会)から提案する指針(案)の内容の審議。

今一つの目的は、宮川堤改修計画に係る現状変更の調査審議。

県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、(県)教育委員会の許可を受けなければならない。〔三重県文化財保護条例第39条(現状変更等の制限)第1項〕

今回の宮川堤改修計画は現状変更に該当するため、名勝地にふさわしい改修となるよう、当委員会にて計画内容を調査審議する。



名勝「宮川堤」指定範囲図

三重県指定名勝「宮川堤」…管理者：伊勢市、管理協力者：宮川保勝会

○名勝宮川堤保存管理指針策定委員会

職名	氏名	所属等	専門分野
委員長	大野 研	三重大学大学院准教授	景観
副委員長	藤井 伸二 ¹⁾	人間環境大学准教授	植物
	武田 明正 ²⁾	三重大学名誉教授	
委員	小林 信夫 ¹⁾	宮川保勝会会長	名勝管理協力者
	小掠 清 ²⁾	宮川保勝会副会長	
委員	杉山 謙三	楠奉賛会会長	境楠

1) 平成24年度 2) 平成25年度

○委員会開催経過

平成24年 7月24日 第1回策定委員会
 平成24年 11月19日 第2回策定委員会
 平成25年 3月 5日 第3回策定委員会
 平成25年 6月10日 第4回策定委員会
 平成25年 9月26日 第5回策定委員会
 今後、平成25年度内に1、2回開催予定

○保存管理の基本方針

名勝宮川堤は、桜並木の規模に鑑賞上の価値が高い。古くから桜の名所であり、近代以降の官民一体の保存、植樹活動により育まれた貴重な景勝地である。

また、松井孫右衛門人柱堤をはじめ、今に残る過去の治水の痕跡は、近世の土木遺産としても重要な要素である。

宮川堤は、行楽や治水といった人間活動と密接に関わりつつ形成され、維持管理されてきたことから、積極的かつ計画的な名勝構成要素の保存管理を行い、桜の更新及び復元を図るものである。

○名勝構成要素一覧

本質的価値を構成する要素	桜並木、本堤、松井孫右衛門人柱堤（浅間堤）、駿河堤、周防堤、棒堤
付随的価値を構成する要素	境楠、大日権現社、ドンデン場、神宮御用材貯木池跡、宮川堤植桜碑、宮川春まつり
その他の要素	度会橋、宮川堤公園、伊勢神宮奉納全国花火大会

